

# 2月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

## 議案第 1 号

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部改正について

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 2 月 26 日 提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会公印取扱規則（平成20年美祢市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

22
22
22
22

」 を 「

21
21
21
21

」 に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

美祢市公民館の移転について

下記のとおり美祢市公民館を移転したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

名称	移転先（住所）	移転年月日
美祢市別府公民館	美祢市秋芳町別府 1911 番地 （別府小学校）	平成 31 年 4 月 1 日

議案第 3 号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

美祢市鳳鳴体育館	通年	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
美祢市秋芳体育館	通年	(1) 専用使用の場合 午前 9 時から午後 10 時まで (2) 個人使用の場合 午前 9 時から午後 6 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

」を

「

美祢市鳳鳴体育館	通年	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
美祢市別府体育館	通年	午前 9 時から午後 10 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
美祢市秋芳体育館	通年	(1) 専用使用の場合 午前 9 時から午後 10 時まで (2) 個人使用の場合 午前 9 時から午後 6 時まで	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

」に改

める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 臨時代理年月日 平成 30 年 1 月 10 日

2 委員の氏名

別府公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	小田村 淳			別府健寿会	平成 30 年 1 月 11 日
解嘱	中野 康彦			別府健寿会	平成 30 年 1 月 10 日